

作 業 基 準

平成22年 3月 3日

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

富山観光遊覧船株式会社

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき当社が営む旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を行い、必要に応じ、離着岸の補助、旅客の整理・誘導等の作業に従事する陸上作業員をおくものとする。

2. 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物等の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等、関係法令に定めるところにより行うものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器、その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いについては運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件を付けて運送を引受けるものとする。但し、原則として船内に持込むことは拒絶しなければならない。

3. 船長は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の物品に該当する恐れがあると認める時は、運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4. 船長は、前3項の措置を講じた時は直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業等)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2. 船長は、離岸10分前になった時、歩み板の固定等必要な措置を講じた後に舷門を開放し、旅客が乗船を開始するよう合図をする。

3. 船長は旅客を乗降口に誘導する。

4. 船長は乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握して旅客定員を超えていないことを確認する。

(離岸作業)

第5条 船長は迅速、確実に係船索を離す。

(着岸作業)

第6条 船長は迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は係留中、旅客の安全に支障のないよう係留等の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した時は、歩み板の固定等必要な措置を講じた後に舷門を開放し、旅客を誘導等によって下船させ、下船完了後に舷門を閉鎖する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第11条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、水象の悪化等、利用者の安全確保の為に必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

乗船客の皆様へのご注意

1. 船舶の操舵設備、その他の運航のための設備を操作しないこと。
2. 旅客の乗下船、又は転落防止のための設備を操作しないこと。
3. 消火器、その他の非常の際に使用すべき器具を非常時以外の場合に操作しないこと。
4. 石、ガラスビン、金属片、その他船舶又は船舶上の人を損傷する恐れのある物件を船舶に向かって投げたり、発射したりしないこと。
5. どのような物も河川等へ投棄しないこと。
6. 他の乗船客に不快感を与え、又は迷惑をかけるようなことをしないこと。
7. 船内の秩序、又は風紀を乱し、もしくは衛生上、害のある行為をしないこと。
8. 乗下船の際、及び非常の際は、急激な移動や片舷に集中しないよう、係員の指示に従うこと。
9. 病気や盗難等が発生した際は、速やかに当方係員へ知らせること。
10. 乗船客は、旅客定員の遵守等、法令及び船内の規則を遵守し、船長又は当方の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持の為に行なう職務上の指示に従うこと。

※ 船長は、上記の事項を守らない乗船客に対し、下船を命じることができます。

富山観光遊覧船株式会社